

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和8年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、伊万里市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。伊万里市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受 ③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答 ④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知 ⑤各種届出書の受理 ⑥課税内容等の証明 ⑦他自治体等への資料回送 ⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携 ⑨他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録
③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1)個人住民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条別表24の項
--------	--------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、49の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 市民税係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2148
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有し、必ず複数人での確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	賦課関係システムへのアクセスが可能な職員は、認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 関連情報－5－②	多久島 功	松尾 公弘	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月25日	II しきい値判断項目－1	平成27年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成28年8月25日	II しきい値判断項目－2	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成29年3月28日	I 関連情報－1－②	記載事項を追加	⑩寄附金税額控除に係る申告特例の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者が居住する市区町村にその情報を通知する。	事後	事務の追加
平成29年3月28日	I 関連情報－1－③	記載事項を追加	8. マイナンバー管理システム	事後	事務の追加
平成29年3月28日	I 関連情報－2	記載事項を追加	(3)特例申請情報ファイル	事後	事務の追加
平成29年3月28日	I 関連情報－5－①	記載事項を追加	2. 政策経営部まちづくり課	事後	所管課の追加
平成29年3月28日	I 関連情報－5－②	記載事項を追加	2. 力武 浩和	事後	所管課の追加
平成29年3月28日	I 関連情報－8	記載事項を追加	政策経営部 まちづくり課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2312	事後	所管課の追加
平成29年9月1日	II しきい値判断項目－1	平成28年3月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成29年9月1日	II しきい値判断項目－2	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成29年9月1日	I 関連情報－4－②	番号法第19条第7号 別表第2 第27項、第28項	番号法第19条第7号 別表第2 第27項、第28項、第29項	事後	根拠条文追加に伴う変更
平成29年9月1日	I 関連情報－5－①	2. 政策経営部まちづくり課	2. 政策経営部伊万里暮らし応援課	事後	所管課の変更
平成29年9月1日	I 関連情報－5－②	2. 力武 浩和	2. 多久島 功	事後	所管課の変更
平成29年9月1日	I 関連情報－8	政策経営部 まちづくり課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2312	政策経営部 伊万里暮らし応援課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2312	事後	所管課の変更
令和1年6月28日	I 関連情報－5－①	1. 総務部税務課 2. 政策経営部伊万里暮らし応援課	1. 総務部税務課 2. 政策経営部財政課	事後	所管課の変更
令和1年6月28日	I 関連情報－5－②	1. 松尾 公弘 2. 多久島 功	1. 税務課長 2. 財政課長	事後	役職名への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報－8	政策経営部 伊万里暮らし応援課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2312	政策経営部 財政課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2312	事後	所管課の変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目－1	平成29年3月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目－2	平成29年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報－1－②	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、伊万里市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。伊万里市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受 ③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答 ④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知 ⑤各種届出書の受理 ⑥課税内容等の証明 ⑦他自治体等への資料回送 ⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携 ⑨他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録 ⑩寄附金税額控除に係る申告特例の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者が居住する市区町村にその情報を通知する。	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、伊万里市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。伊万里市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受 ③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答 ④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知 ⑤各種届出書の受理 ⑥課税内容等の証明 ⑦他自治体等への資料回送 ⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携 ⑨他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録	事後	事務を分割する。削除したものについては、新たに評価書を作成する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 関連情報－1－③	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム 8. マイナンバー管理システム	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム	事後	事務を分割する。削除したものについては、新たに評価書を作成する。
令和2年7月10日	I 関連情報－2	(1)個人住民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)特例申請情報ファイル	(1)個人住民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル	事後	事務を分割する。削除したものについては、新たに評価書を作成する。
令和2年7月10日	I 関連情報－5－①	1. 総務部税務課 2. 政策経営部財政課	総務部税務課	事後	事務を分割する。削除したものについては、新たに評価書を作成する。
令和2年7月10日	I 関連情報－5－②	1. 税務課長 2. 財政課長	税務課長	事後	事務を分割する。削除したものについては、新たに評価書を作成する。
令和2年7月10日	I 関連情報－7	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報－8	政総務部 税務課 市民税係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2148 策経営部 財政課 ふるさと応援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2312	総務部 税務課 市民税係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2148	事後	
令和3年7月10日	II しきい値判断項目－1	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和3年7月10日	II しきい値判断項目－2	平成31年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	II しきい値判断項目－1	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	II しきい値判断項目－2	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和4年8月12日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	令和3年度内部監査実施による変更
令和5年7月24日	II しきい値判断項目－1	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和5年7月24日	II しきい値判断項目－2	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和5年7月24日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条別表第1 第16項	番号法第9条別表24の項	事後	改正番号法の施行に伴い変更
令和6年9月25日	I 関連情報－4	番号法第19条第7号 別表第2 第27項、第28項、第29項	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、49の項	事後	改正番号法の施行に伴い変更
令和6年9月25日	II しきい値判断項目－1	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和6年9月25日	II しきい値判断項目－2	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和6年9月25日	IV リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報－1－③	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム	1. Acrocity個人住民税 (標準化前) Acrocity個人住民税 (標準化後) 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本(標準化前) Acrocity行政基本(標準化後) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム	事前	標準化移行による変更
令和7年7月17日	II しきい値判断項目－1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年7月17日	II しきい値判断項目－2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年7月17日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	－	(追加)	事後	新様式以降に伴う追加
令和7年7月17日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えら	－	(追加)	事後	新様式以降に伴う追加
令和7年7月17日	IV リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報－7	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	I 関連情報-1-③	1. Acrocity個人住民税（標準化前） Acrocity個人住民税（標準化後） 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本（標準化前） Acrocity行政基本（標準化後） 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. Eltaxシステム 7. 国税連携システム	事前	標準化移行による変更
令和8年8月20日	II しきい値判断項目-1	令和7年7月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	基準日の変更
令和8年8月20日	II しきい値判断項目-2	令和7年7月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	基準日の変更
令和8年8月20日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和8年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	判断の根拠 賦課関係システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	判断の根拠 賦課関係システムへのアクセスが可能な職員は、認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	